

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定

第1条（規定の趣旨）

- (1) この規定は、お客様（第2条第5項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社東和銀行（以下「当行」といいます。）において開設された非課税口座について、措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) お客様と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、この規定に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」その他の当行が定める規定・約款及び措置法その他の法令等によるものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）

- (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の金融機関又は証券会社において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは非課税口座廃止通知書記載事項若しくは勘定廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供するとともに、当行に対して措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第20項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合には、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定非課税管理勘定若しくは特定累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出又は提供していただくものとします。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定非課税管理勘定又は特定累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通

知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

- (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」及び「勘定廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当行及び他の金融機関若しくは証券会社に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3) お客様が当行に非課税口座の開設を行うには、あらかじめ当行に証券口座を開設していただくことが必要です。なお、非課税口座の開設は、証券口座のお取引店のみでのお取扱いとなります。
- (4) お客様は当行で1口座に限り非課税口座を開設できるものとします。
- (5) 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。
- (6) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。
- (7) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付いたします。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (8) お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定非課税管理勘定又は特定累積投資勘定を他の金融機関若しくは証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」をご提出いただくものとします。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定非課税管理勘定又は特定累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。
- (9) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が既に設けられている場合には当該特定非課税管理勘定又は特定累積投資勘定を廃止し、お客様に措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付いたします。

第3条（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定

累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

- (3) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第1項の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定非課税管理勘定及び特定累積投資勘定における処理)

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- ② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

第5条の2(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本支店に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う募集又は当行への買付の委託等により取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられる

もので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込により取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

イ、当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合

ロ、当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

(2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの

第6条(譲渡の方法)

(1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売付の委託による方法、当行に対して譲渡する方法で、その譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

(2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売付の委託による方法、当行に対して譲渡する方法で、その譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

(3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売付の委託による方法、当行に対して譲渡する方法で、その譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

(1) 措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れな

かったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- (2) 措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (3) 措置法 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (4) 措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 8 条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

- (1) 本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の

属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

- (1) 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第20項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

- (1) 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認させていただきます。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客様から施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
- ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。た

だし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第 10 条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

- (1) 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認させていただきます。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
 - ① 当行がお客様から施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第 11 条（非課税口座の開設について）

- (1) 当行がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
- (2) 当行がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合若しくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、所轄税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署から当行にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第 12 条（特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について）

当行がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第 13 条（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）

お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

第 14 条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出を行い、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が措置法 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行所定の手続きに基づき、特定口座への移管を行うことといたします。

第 15 条（非課税口座取引である旨の明示）

- (1) お客様が受入期間内に、当行が行う募集又は当行への買付の委託等により取得した上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま）。。
- (2) お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第 16 条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当行は措置法及び施行令の規定に基づき、非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 17 条（届出事項の変更）

- (1) 非課税口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されているものをいいます。）により届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所、個人番号に係るものであるときは、お客様には個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）する場合は、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定による「非課税口座移管依頼書」をご提出いただくものとします。

第 18 条（非課税口座の廃止）

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解約され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様から措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)
- ③ 措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ 証券口座が解約されたとき
- ⑦ その他やむを得ない事由により、当行がお客様に解約を申出たとき

第 19 条 (免責事項)

当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、本規定の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行は一切の責めを負わないものとします。

第 20 条 (合意管轄)

この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 21 条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページの掲載または取扱店の店頭掲示等その他相当の方法により周知します。

附則

本規定は、2025 年 4 月より適用させていただきます。

以上

(2025.4_10355)